

様式第 6 号

個別検針集合住宅の水道料金等徴収に関する契約書

個別検針集合住宅の名称

個別検針集合住宅の所在地

建物の棟数

上記の集合住宅について、中津市水道事業 中津市長 奥塚正典（以下「甲」という。）と

個別検針集合住宅の設備所有者

（以下「乙」という。）とは、個別検針集合住宅に関する取扱要綱に基づき、個別検針集合住宅の水道料金等の徴収に関して次の条項の通り契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 中津市中央町 2 丁目 3 番 1 号

氏 名 中津市水道事業 中津市長 奥塚 正典 印

乙 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 乙は、頭書の個別検針集合住宅の水道料金等の徴収に関し、この契約書に定めるもののほか、甲の指示に従い履行しなければならない。

(設備所有者の責務等)

第2条 乙は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 甲の設置したメーター及び自ら設置した個別メーター又は、集中検針方式による遠隔測定メーター、集中検針盤、その他付随設備（以下「子メーター等」という。）について、検針業務等、甲の業務遂行に支障を来さないよう維持管理しなければならない。
- (2) 故障や子メーターの有効期間8年の満了接近等により、子メーター等に修理又は取替えの必要が生じたときは、必要に応じて甲の指示を受け、自らの負担で速やかに行わなければならない。
- (3) 甲の設置したメーター以降の給水設備ついて、自らの責任において維持管理しなければならない。
- (4) 個別検針集合住宅の入居者及び退去者に対して、水道の使用開始又は使用中止を水道事業へ届け出るよう指導しなければならない。
- (5) 設備管理者の交代等、個別検針集合住宅認定の申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式により直ちに甲に届け出なければならない。
- (6) 個別検針集合住宅の認定を辞退したい場合は、所定の様式により甲に申し出て、当該認定の取り消しを受けなければならない。

2 乙は、乙が選任し甲に所定の手続きにより届出た設備管理者に前項に掲げる責務に伴う業務及びこの契約に関する業務を代行させることができるものとする。

(検査等の立入り)

第3条 甲は、検針業務等のため、必要に応じて事前通知なしに当該集合住宅に立ち入ることができる。この際、乙及び設備管理者は、甲の業務に協力しなければならない。

2 乙は、前項の業務遂行の必要性により甲の求めがあれば、個別検針集合住宅の入り口の鍵オートロックの暗証番号等を甲に提供しなければならない。甲は、善良なる管理者の注意を持ってこれらを管理しなければならない。

(水道料金の請求)

第4条 甲は、この契約を締結した日以降2ヵ月ごとの定例日に検針し、この検針結果に基づき1ヵ月ごとに水道料金等を、個別検針集合住宅の各水道使用者に請求するものとする。

(漏水による水道料金の負担)

第5条 甲は、検針の結果、甲の設置したメーターで算定した使用水量が子メーターで算定した

使用水量の総和より大きいときで、その原因が漏水その他乙の施設の維持管理上の責に帰するものであると認められるときは、使用水量の差に相当する水道料金を乙に請求できるものとする。

(契約の変更及び解除)

第6条 中津市水道事業に関する各種条例、規程、その他関係法令又は取扱基準等に変更があったときは、必要に応じてこの契約を変更することができる。

2 甲は、乙がこの契約に違反し、その旨を勧告したにもかかわらず改善が図られないとき及び設備管理者がこの契約に違反し、乙において違反行為が補完されないときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙若しくは設備管理者又は個別検針集合住宅内に存する水道使用者による異議の申し立ては一切認めないものとする。

3 前項の規定により、乙若しくは設備管理者又は個別検針集合住宅内に存する水道使用者に損害が生じることがあっても甲はその責を負わない。

(契約内容の通知)

第7条 乙及び設備管理者は、この契約の内容について当該個別検針集合住宅内に存する水道使用者に対し周知を図るため、区分を所有しようとする者に分譲する時、区分を賃貸しようとする者が入居するとき等に、契約内容を説明しなければならない。

(その他)

第8条 この契約に定めない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

(契約の有効期限)

第9条 この契約の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の日の1月前の日までに甲、乙のいずれからも契約の解除又は契約内容の修正若しくは変更についてなんらかの意思表示がないときは、この契約は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。